

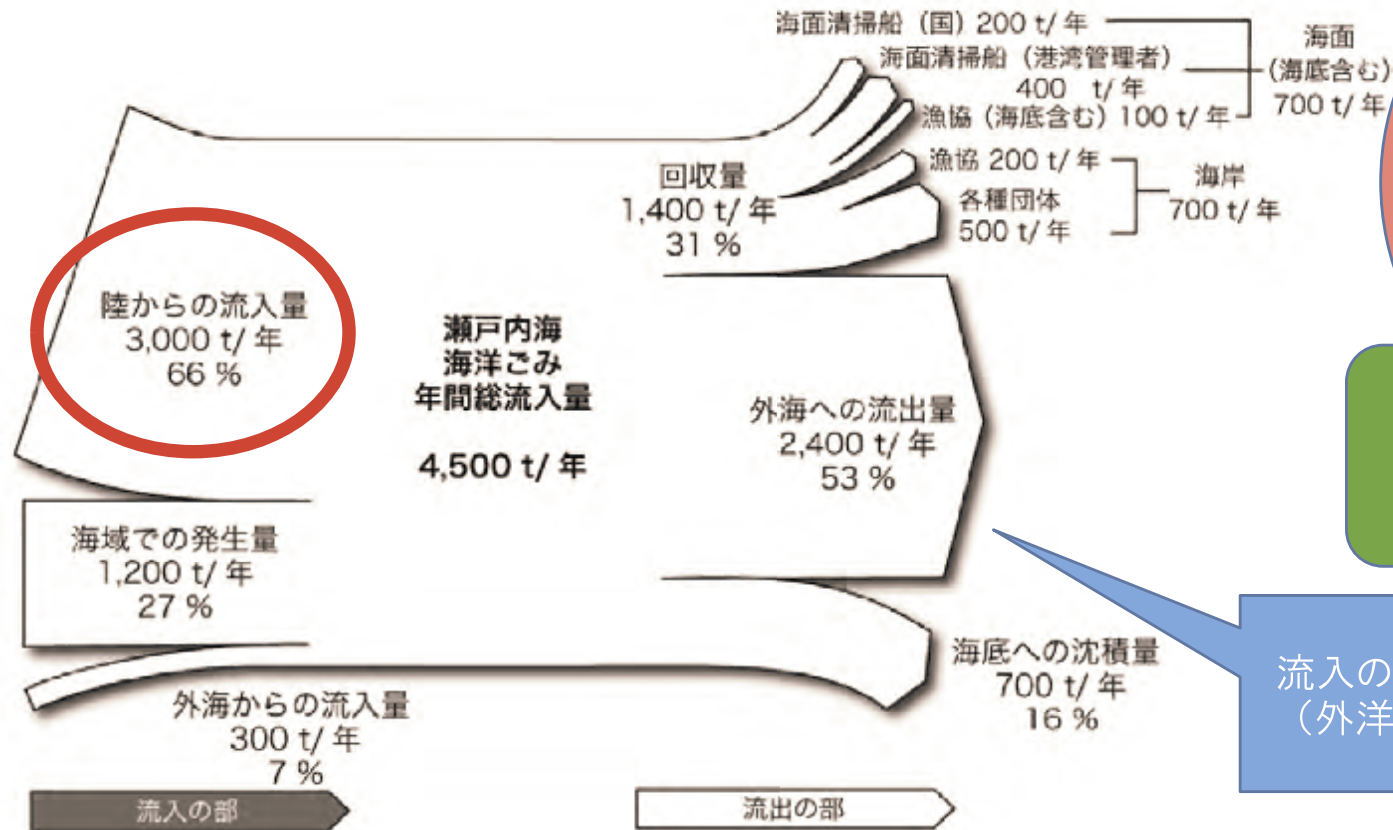
第1回おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム会議

# 大阪湾のプラスチックごみの現状と課題

---

大阪商業大学公共学部 原田禎夫

# 瀬戸内海における海洋ごみ収支モデル



**瀬戸内海環境  
保全特別措置法  
改正へ**

**漂流ごみ等の除去・発生抑制を  
国・地方が連携して行う**

流入の70%は系外  
(外洋, 海底)へ

# 大阪湾のビニルごみによる漁業被害

## ■ 大阪湾に沈むビニルごみ



大阪湾の海底に沈降したビニルごみの総量の推定

今回の作業量：7km/hで鉄柵を引く（約15分間）

① 1回当たりの回収面積

幅1.2m×7.0km/h×0.25=約2,100m<sup>2</sup>

総回収面積

2,100m<sup>2</sup>×38回=79,800m<sup>2</sup> 約0.080km<sup>2</sup>

（6時30分から13回の作業で鉄柵のビニルを確認した回数）

② 採取区分

鉄柵に引っ掛かったビニル、レジ袋を写真判読

（実際には爪に複数の引っ掛かりがあるため過小評価）

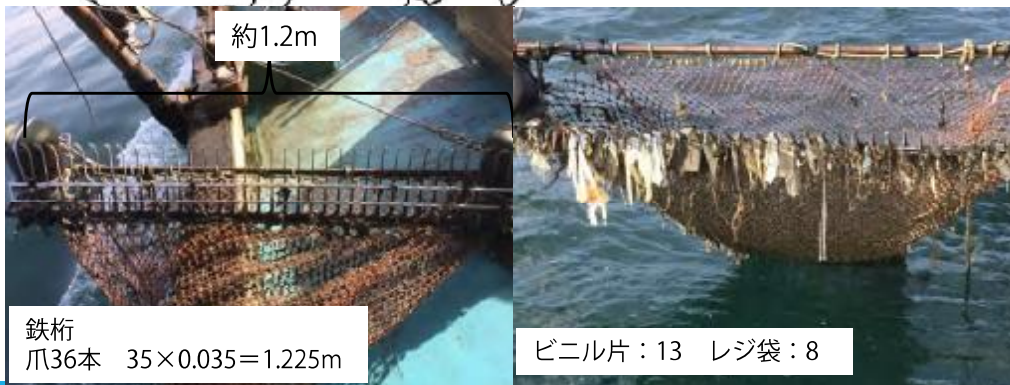
ビニル片 337枚

レジ袋 163枚

③ 大阪湾全体の分布（面積による比率から推定）

**ビニル 約610万枚**

**レジ袋 約300万枚**



注）漁具による採取を目視判読した数量のため、実際にはもっと多くの量が沈んでいると思われる。

調査年月日：2018.11.30

## 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（日本 2019）

---

1. 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底
2. ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止
3. 陸域での散乱ごみの回収
4. 海洋に流出したごみの回収
5. 代替素材の開発・転換等のイノベーション
6. 関係者の連携協働
7. 途上国等における対策促進のための国際貢献
8. 実態把握・科学的知見の集積

## 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（日本 2019）

---

### (2) ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止

#### ●容器包装・製品等(陸域)

- **被覆肥料の被膜殻**をほ場外に流出させない取組について、関係団体とも連携しつつ、情報発信による普及・啓発を行う。(農林水産省)

ですが、研究者はこの「**徐放性肥料カプセル**」の流出をかなり前から指摘していました！

たとえば、

- 藤枝・佐々木（2005）広島県江田島倉橋島海岸での調査で**296個/m<sup>2</sup>**の徐放性肥料カプセルの漂着を確認。

# 海洋プラスチック汚染をめぐる世界の流れ

## G7エルマウ・サミット（2015.6）

- 海洋ごみ、特に**プラスチックごみ**が**世界的課題**であることを提起。翌年のG7伊勢志摩サミットでも引き続き首脳宣言で確認。

## 世界経済フォーラム（ダボス会議）（2016.1）

- 「**2050年までに海洋プラスチックの総重量は、魚の総重量を上回る**」と警告。

## G20ハンブルク・サミット（2017.7）

- 「**G20海洋ごみ行動計画**」の立ち上げに合意。

## G7シャルルボワ・サミット（2018.6）

- 「**海洋プラスチック憲章**」を承認、**日米は署名せず**。

## 第4回国連環境総会（UNEA4）（2019.3）

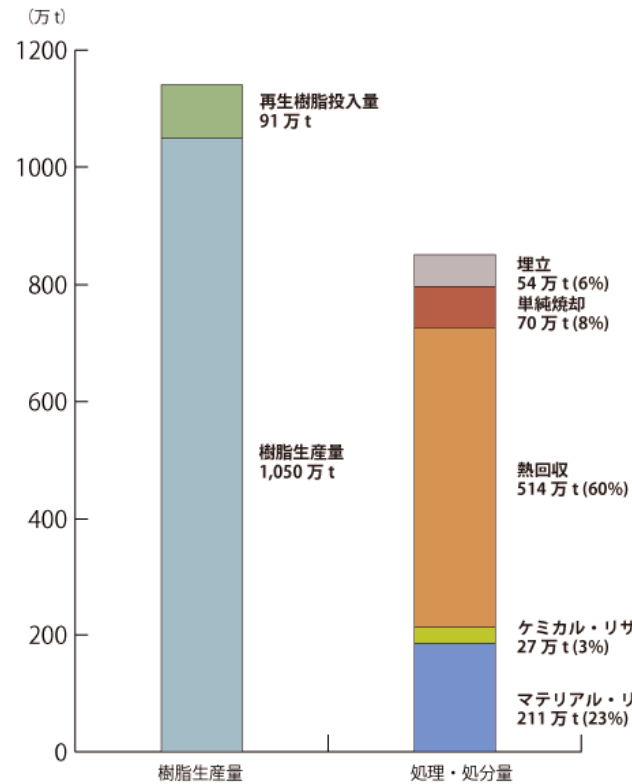
- 「**2030年までに使い捨てプラスチック製品を大幅に削減**」することをめざす閣僚宣言を採択。

## G20大阪サミット（2019.6）

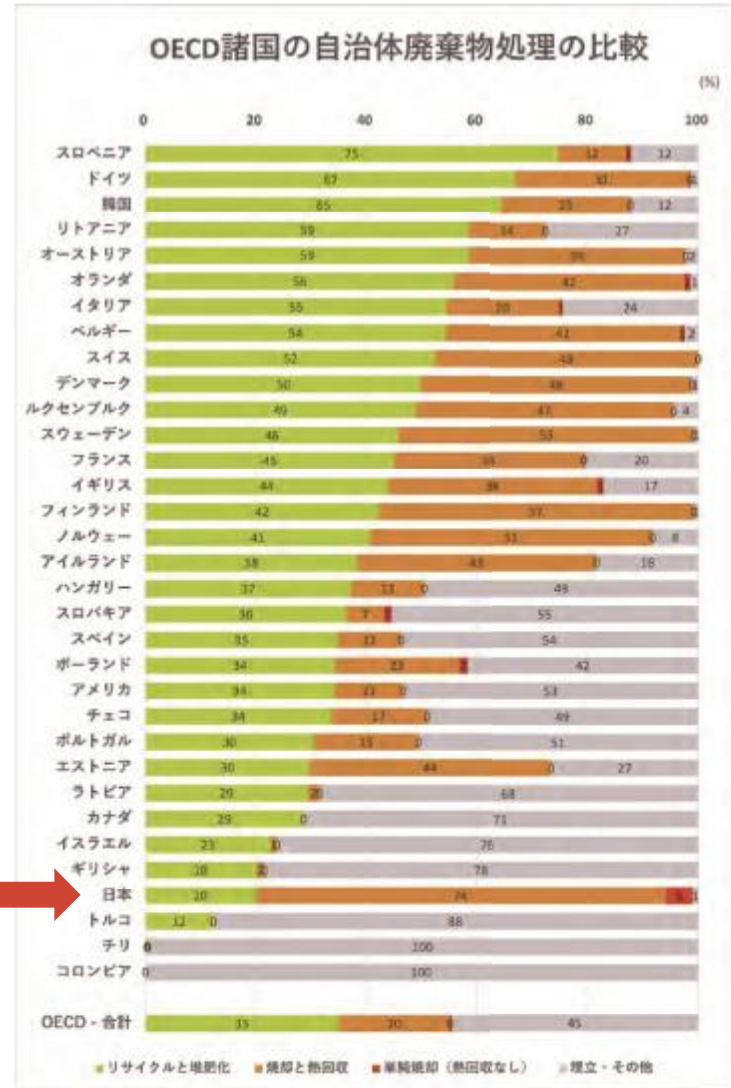
- 「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」承認。2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまでにする「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」の発表。

# 焼却処分に依存した日本の廃棄物処理

国内のプラスチックの生産量と処理・処分量



約90万tは海外へ  
国内リサイクル率は16%程度



出典：「2021年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況表」（一般社団法人プラスチック循環利用協会）をもとに作成

# 急増した容器包装プラスチックごみ

県庁所在地の自治体にデータ提供依頼

▶ 回答のあった36自治体うち、「容器包装プラスチック類」を個別に回収しているのは26自治体

(単位:t)

	4月	5月	6月	合計
2019年	17,657	19,370	16,372	53,735
2020年	19,857	20,100	19,033	59,321
	12.5%	3.8%	16.3%	10.5%

2020/4/7日：7都府県に緊急事態宣言、4/16に全国に拡大

5/14に39県で緊急事態宣言解除

5/21に3府県、25日に首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言を解除

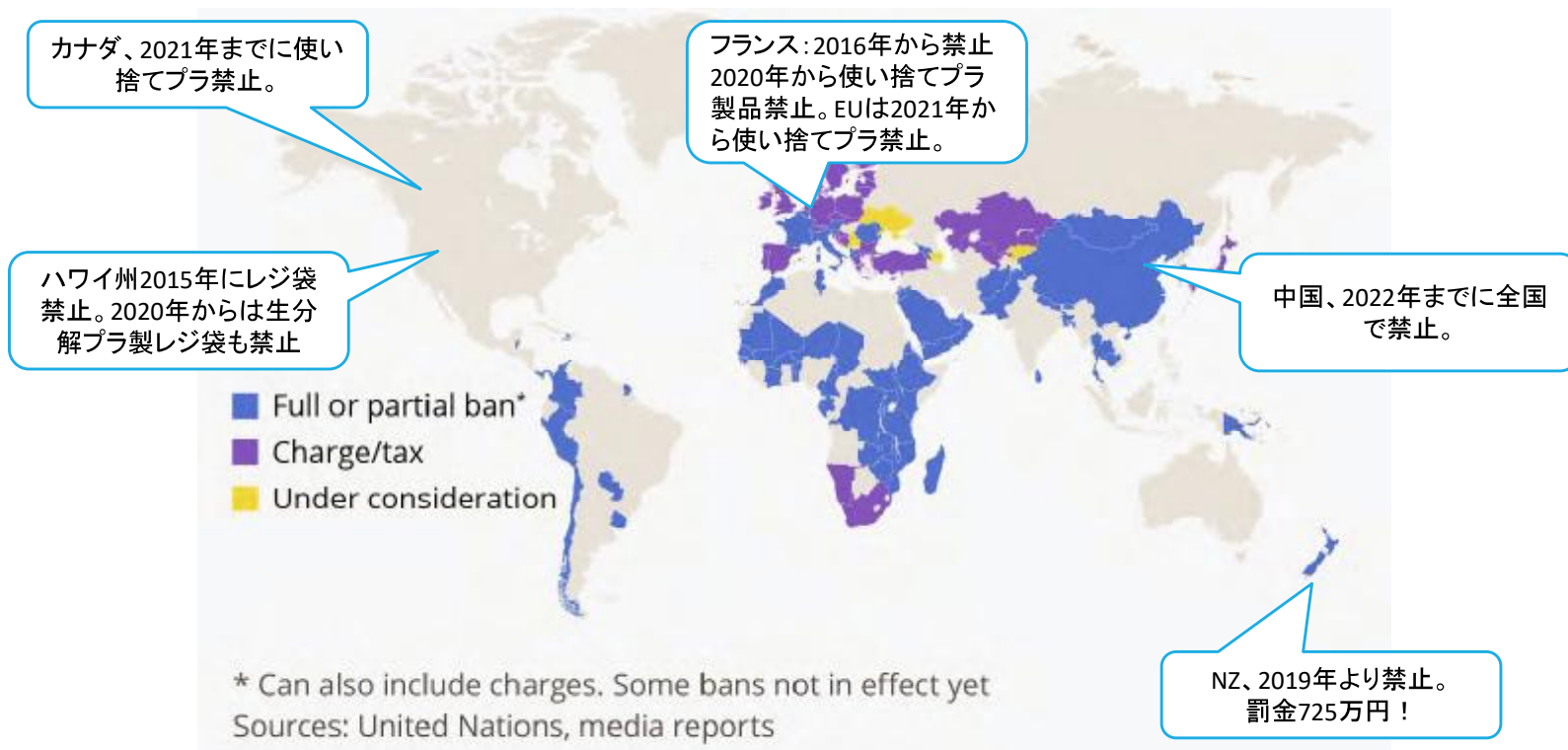
特に増加率が多かった自治体

山形市 (18.3%)、横浜市 (17.8%)、甲府市 (18.4%)

減少したのは松江市 (-5.1%) のみ

ただし、松江市は「プラスチック製容器包装・布・紙」の集計区分





## 世界のレジ袋規制（国連環境計画2018）

- 127カ国がレジ袋に対するなんらかの法規制を実施。うち83カ国は無料配布を禁止
  - アフリカでは25カ国、アジアでは14カ国が国／地方でレジ袋の無料配布を禁止
- レジ袋使用禁止
  - バングラディッシュが2002年に禁止したのが最初。先進国ではイタリアが2011年から生分解性のもの以外は禁止。

# 使い捨てプラスチック指令(EU, 2021.7.3)

「**特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令**」（欧州委員会、2019年7月発効）をEU各加盟国が指令を国内法制化することで、7月3日から指令の一部適用が開始。

- ▶ 特定の使い捨てプラスチック製品について、消費削減や市場流通規制、製品設計、ラベル、拡大製品者責任などに関するさまざまな措置の制定を加盟国に求めている。
- ▶ 以下の9種の**使い捨てプラスチック製品**と**オキシ分解性プラスチック製の全製品の市場流通禁止措置**。

## 対象品目

綿棒の軸、カトラリー（ナイフ、フォーク、スプーン、箸）、皿、ストロー、マドラー、風船棒、発泡スチロール製食品容器、発泡スチロール製飲料容器（キャップ・ふたを含む）、発泡スチロール製飲料用カップ（カバー・ふたを含む）

- 特定の使い捨てプラスチック製品（飲料用カップ、生理用品、ウェットティッシュ、フィルター付きたばこ製品など）に対するプラスチックの含有情報や廃棄物管理方法などに関するラベル表示の義務化も7月3日に開始。
- 非リサイクルプラスチック量に基づく加盟国分担金も導入

# プラスチック汚染からの脱却法案（米）

## H.R.5845 Break Free From Plastic Pollution Act of 2020

1. 拡大生産者責任の導入
2. 全国での飲料容器へのデポジット制度の導入
3. 使い捨てプラスチック製品の段階的な廃止
4. レジ袋有料化
5. リサイクル素材の使用義務化
6. リサイクルと堆肥化の促進
7. 電子タバコを含むタバコフィルターや漁具の影響評価と対策の立案
8. 廃プラスチックの発展途上国への輸出禁止
9. 地方政府によるより厳しい規制政策の保護
10. プラスチック生産施設の新規建設の一時停止と影響評価の実施

# 北京市プラスチック汚染対策行動計画(2020-2025年)

中国の国家発展改革委員会と生態環境部は「プラスチック汚染対策をさらに強化する意見」を省・自治区・直轄市などに1月19日に発出。

- これを受けて、各省、直轄市などでは条例を制定
- 2008年に薄いレジ袋の禁止、それより厚いレジ袋の有料化などが行われていたが、監督がなされていなかったため「強化」

北京市の事例 <北京市プラスチック汚染対策行動計画(2020-2025年)>への意見を12月9日まで募集

1. 厚さ0.025ミリメートル以下の薄型プラスチックの買い物袋の生産と販売を禁止。
2. 厚さ0.01ミリメートル以下のポリエチレンの農業用フィルムを禁止
3. 2020年末までに、使い捨ての発泡スチロール製食器、プラスチック綿棒の生産と販売を禁止。
4. プラスチックのマイクロビーズを含有するシャンプー、入浴剤、スキンケア、ヘアケア、化粧品、洗剤、歯磨きなど日用化学品の生産禁止、2022年末までの販売禁止。
5. 市の監督権限の強化と規制の実効性の確保

## 飲食店への規制

- 生分解されない使い捨てプラスチックストロー、マドラーの使用禁止。
- 建設区(人口の多い地区)におけるテイクアウトも含む配達サービスでの、生分解されないプラスチック袋の使用禁止。
- 建設区、観光エリアの飲食店での、生分解されない使い捨てのプラスチック食器の使用禁止
- 飲食店における洗浄、消毒、繰り返し使用できる食器の使用の奨励

2022年北京冬季オリンピック・パラリンピックをプラスチック汚染防止のデモンストレーションの場として推進  
コンセプト: Green, Shred, Open, Clean